

■ 東北厚生局への届出事項

1. 当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。当院は全7病棟（393床）で特定入院料の算定を行っており、このうち3病棟(180床)を「精神療養病棟入院料」、1病棟（38床）を「精神科急性期治療病棟入院料1」、2病棟(120床)を「認知症治療病棟入院料1」、1病棟(55床)を「特殊疾患病棟入院料2」として届出をしています。
2. 当院は看護、給食及び寝具設備の基準による看護を行う保険医療機関であり、患者さんの負担による付添看護は認めておりません。
3. 当院は「入院時食事療養費（Ⅰ）」の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
4. 当院は認知症治療病棟入院料を算定する病棟において「認知症夜間対応加算」の届出を行っており、当該病棟において夜勤を行う看護要員を3名配置しています。
5. 当院は精神障害者の社会生活機能の回復を目的とする、「精神科作業療法」、「精神科デイ・ケア（大規模なもの・小規模なもの）」、「精神科ショート・ケア（大規模なもの・小規模なもの）」を実施しています。
6. 当院は医療保護入院等の患者に対する精神保健指定医の計画的な治療管理を評価する、「医療保護入院等診療料」の届出をしています。
7. 当院は入院している精神障害者のうち、身体疾患を併せ持つ患者に対して、一定の身体疾患の治療体制を確保していることを要件とした、「精神科身体合併症管理加算」の届出をしています。
8. 当院は精神科救急医療体制への協力状況などを要件とした、重症者加算1（精神療養病棟入院料）の届出をしています。
9. 当院は精神科救急医療機関と連携し、救急患者の転院体制について評価する、「精神科救急搬送患者地域連携受入加算」の届出をしています。
10. 当院は急性期病床において医師を重点的に配置した場合に算定できる「精神科急性期医師配置加算2のロ（精神科急性期治療病棟入院料1）」の届出をしています。
11. 当院は禁煙の治療的サポートをする禁煙外来を行っており「ニコチン依存症管理料」の届出をしています。
12. 当院はアルコール依存症に対する専門的な入院医療を提供しており、「依存症入院医療管理加算」の届出をしています。
13. 当院は療養病棟における運動器疾患に対するリハビリ体制を整備しており、「運動器リハビリテーション料（Ⅱ）」の届出をしています。
14. 当院は厚生労働省の指針に準拠したデータを正確に作成し、継続して提出する体制を整備しており、「データ提出加算1のイおよび3のイ」の届出をしています。
15. 当院は孤独・孤立の状況等を踏まえ、紹介された精神疾患を有する患者等に対する診療を行なうにつき必要な体制を整備しており、「こころの連携指導料(Ⅱ)」の届出をしています。
16. 当院は持続可能な医療提供体制維持のため、医療従事者の処遇改善における体制を整備しており、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」「入院ベースアップ評価料」の届出をしています。
17. 当院は医療DXを通じた質の高い診療提供を行うための体制を整備しており、「医療DX推進体制整備加算」の届出をしています。
18. 当院は精神疾患を有する方の地域定着に向けた、多職種での支援体制を整備しており、「療養生活継続支援加算」の届出をしています。

令和7年9月